

会館について

- 1 開 館 時 間 午前 9 時から午後 10 時まで。
(ただし催物がない場合は午後 7 時に閉館します。)
- 2 休 館 日 ①毎週水曜日。
(ただし、祝日の場合は翌日が休館日。)
②年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)。
③その他、設備保守等で臨時に休館する場合があります。
- 3 使 用 料 金 使用料金の区分と使用料は、別表の「施設使用料」及び「附属設備使用料」を参照してください。なお、「施設使用料」は申込時にお支払いください(前納制)。使用料が納入されない場合は使用を断わる場合があります。
- 4 使用時間区分 「午前」「午後」「夜間」「全日」の各区分の組み合わせにより使用してください。使用時間が区分に満たない場合でも、時間割計算はしません。なお、使用時間には搬入出、仕込み、準備、後片付け等に要する時間を含みますので、全ての作業が時間内に収まるようにお願いします。
- 5 使 用 期 間 原則として、同一者が連続して使用できるのは15日以内です。

ご使用の手続き

- 1 受付開始時期 使用希望日の1年前の日の属する月の初日から受付します。打ち合わせが必要なので、使用の場合は3日前までに受付を行ってください。会議室は使用希望日の6ヶ月前の日の属する月の初日から(ただし、連続3日以上の利用希望の場合は1年前の属する月の初日から)、またリハーサル室は3ヶ月前の日の属する月の初日から受付します。(休館日の場合はその翌日となります。)
- 【例】9月3日に大ホールと楽屋を使用する場合→前年の9月1日から
8月23日に会議室を使用する場合 →2月1日から
8月23日から25日まで会議室を使用する場合
→前年の8月1日から
5月11日にリハーサル室を使用する場合→2月1日から
申込の受付は先着順です。ただし、受付開始日に申込が重なった場合は、9時までの来館者で抽選を行います。
- 2 申 込 方 法 「使用受付表」に必要事項を記入し、管理事務室に提出してください。提出された使用受付表に基づき「こまつ芸術劇場使用承認申請書」を作成します。電話やインターネット等による受付はしていませんが、空き状況の確認および仮予約は電話でもできます。(仮予約後1週間以内に申込の手続きをしてください。)
- 3 使用料の支払い 「こまつ芸術劇場使用承認申請書」受付後に施設使用料をお支払いいただきます。納入されない場合はキャンセルとみなします。なお、冷暖房費及び附属設備使用料は、利用当日に精算します。

4 使用の承認

使用料の納入確認後、「こまつ芸術劇場使用承認書」を発行します。ただし、次のいずれかに該当する場合は施設の使用を承認しません。

- ①公安、公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- ②建物又は附属設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ③管理上支障があると認められるとき。
- ④その他、使用が不相当と認められるとき。

5 使用の取消

次のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、使用を停止又は使用の承認の条件を変更する場合があります。この処分によって使用者が損害を受けることがあっても、その責任は一切負いません。

- ①前記の使用の承認ができない場合に該当することとなったとき。
- ②石川県こまつ芸術劇場条例及び規則の規定に違反したとき。
- ③使用の申請に偽りがあったとき。

6 使用の変更・中止

申込の承認後、使用者の都合で内容を変更したり、中止する場合は、速やかに「こまつ芸術劇場変更承認申請書」、「こまつ芸術劇場使用取消届」を提出してください。

また、すでに納入された使用料は次のように取り扱います。

ホール・催事場などの施設	
使用日の6ヶ月前まで	100%返還
使用日の4ヶ月前まで	80%返還
使用日の2ヶ月前まで	50%返還
使用日の5日前まで	20%返還
以降	全額返還なし
会議室	
使用日の3ヶ月前まで	100%返還
使用日の2ヶ月前まで	80%返還
使用日の1ヶ月前まで	50%返還
使用日の5日前まで	20%返還
以降	全額返還なし
リハーサル室	
使用日の1ヶ月前まで	100%返還
使用日の5日前まで	20%返還
以降	全額返還なし

不慮の事態により、使用者・出演者・参加者及び観客に事故が起きた場合、又は余儀なく公演中止となった場合、その責任は一切負いませんのでご了承ください。

使用前の準備

1 打ち合わせ

催し物を円滑に行うため、会館が指定する日時に施設の使用方法、進め方など必要な事柄について会館の係員と打ち合わせを行ってください。なお、打ち合わせには、進行台本、プログラム、入場券（見本）、チラシ、物品販売リスト等をご用意ください。

2 要員の配置

使用者は必ず当日の会場責任者を決めてください。また、会館側で舞台管理の係員（大ホール：3名、小ホール：1名）を配置しますが、不足する人員に関しては使用者側で手配をお願いする場合があります。入場者の整理、客席案内、もぎり、クローク、アナウンス等の要員は使用者側でご用意ください。なお、ホールを使用する場合は、ホール内整理、ホワイエ付近整理の人員を必ず配置してください。なお、使用者に起因する事故等は、使用者の責任とします。

- 3 広 告 ポスター，チラシ，入場券には，責任者の所在をはっきりさせるために使用承認を受けた方を主催者として明記してください。また，会館の名称を「こまつ芸術劇場うらら」と記載し，会場の近辺地図を載せてください。この際，会館の電話番号は記載しないでください。
- 4 関係官庁等への届出 公演の内容によっては，以下の届出を行ってください。
- ①防火管理 小松市消防本部 TEL0761-20-1119
〒923-0801 小松市園町ホ 110-1
 - ②警備防犯 小松警察署 TEL0761-22-5231
〒923-0802 小松市上小松町乙 163-1
 - ③音楽著作権 日本音楽著作権協会北陸支部 TEL076-221-3602
〒920-0853 金沢市本町 1-5-2 リアール 12F

使用当日

- 1 使用承認書の掲示 施設を使用するときは，管理事務室へ「こまつ芸術劇場使用承認書」をご提示ください。
- 2 会場責任者の所在 連絡は会場責任者を通して行いますので，所在を常に明らかにしてください。また，館内では，スタッフ章の着用をお願いします。
- 3 給湯室の使用 茶碗，急須などは自由に使っていただいて結構ですが，使用後は洗って元の場所に戻してください。（茶葉は使用者で準備してください。）また，電気ポット，水差し，おしぼり受けは管理事務所にありますので，使用したい場合は申し出てください。（おしぼりは使用者で準備してください。）
- 4 順 守 事 項
- ①施設，設備，備品などを破損，損失した場合は，使用者の責任で損害を実費弁償してください。
 - ②使用許可のない施設，設備，備品を使用したり，立ち入らないでください。
 - ③所定の場所以外にポスターや旗などを貼ったり，釘類を打たないでください。
 - ④危険物や他人の迷惑となる物品，又は動物の類を持ち込まないでください。
 - ⑤所定の場所以外で，飲食，火気の使用をしないでください。
 - ⑥雨天の場合，会館出入口の傘立てをご利用いただくか，傘袋をご用意ください。
 - ⑦騒音，怒声，放歌等を発したり，暴力を用いて他人に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
 - ⑧許可なく寄付金の募集，商品の陳列，販売又は飲食物の販売，提供はしないでください。
 - ⑨チラシ等印刷物の配布は，会館の許可を受けた場所で行ってください。
 - ⑩非常口，消火設備のまわりには物を置かないでください。
 - ⑪その他，会館の係員の指示に従ってください。

使用終了後

- | | |
|---------|--|
| 1 引 渡 し | ①施設、設備、備品等は、全て元の状態に戻して、会館の係員の点検を受けてください。
②掲示した看板、スタンド花、盛花、持込道具類等は、使用后直ちに撤去してください。
③ゴミは使用者がお持ち帰りください。(ホール、楽屋など使用した施設は確認してください。) |
| 2 精 算 | 附属設備使用料金等の精算は、当日終了後にお願いします。 |

ホールの使用

- | | |
|----------|--|
| 1 大道具の搬入 | 大道具搬入口の開閉は管理事務室へご連絡ください。搬入口は、幅 3.6m, 高さ 3.6m です。 |
| 2 観客の整理 | 入場者の整理は、使用者の責任で行ってください。開場時間前に多数の来館者（入場者）が予想される場合は、早めに場外整理員を配置し、エントランスや会館周辺の混乱を防いでください。 |
| 3 定員の厳守 | 消防法で制限がありますので、入場者の定員は厳守してください。 |
| 4 舞台の使用 | 舞台、照明、音響などの設備や備品の使用、操作については係員の指示に従ってください。 |
| 5 楽 屋 | 楽屋の管理は、使用者が責任をもって行ってください。盗難については会館では責任を負いません。 |

催事場・市民ギャラリーの使用

- | | |
|-----------|---|
| 1 作品の搬入出 | 作品の搬入及び搬出は、使用時間内に行ってください。 |
| 2 展示品の管理 | 使用時間内の展示品の管理は、使用者の責任でお願いします。使用時間外の当方の善良な管理のもとにあっての事故等については、会館は責任を負いません。 |
| 3 会 場 設 営 | 展示用のパネルは、会館の係員と協議して設営してください。 |

駐車場について

- | | |
|--------|---|
| 1 主催者用 | ホール主催者は、会館横の指定された駐車スペースを使用してください。また、その他施設の主催者の方は、会館の指定する駐車場を使用してください。(ただし、1施設あたり2台までとなります。)
詳しくは、会館までお問い合わせください。 |
| 2 来館者用 | 一般の来館者には、周辺の市営駐車場をご案内ください。 |

施設使用料

(単位：円)

施設の区分 使用の区分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大ホール	平 日	17,800	28,300	35,600	71,200
	土 ・ 日 ・ 祝	22,000	35,600	44,000	89,000
小ホール	平 日	6,800	10,500	12,600	26,200
	土 ・ 日 ・ 祝	8,400	12,600	15,700	32,500
楽屋・控室	リ ハ ー サ ル 室	2,100	3,100	4,200	8,300
	第 1 楽 屋	500	800	1,000	2,100
	第 2 楽 屋	400	600	800	1,700
	第 3 楽 屋	500	800	1,000	2,100
	第 4 楽 屋	500	800	1,000	2,100
	第 5 楽 屋	500	800	1,000	2,100
	第 6 楽 屋	500	800	1,000	2,100
	第 7 楽 屋	500	800	1,000	2,100
	控 室	300	400	500	1,000
	大ホールと併せて第 1 楽屋から第 6 楽屋 までを使用する場合	-	-	-	10,000
会 議 室	第 1 会 議 室	1,300	2,100	2,600	5,200
	第 2 会 議 室	1,300	2,100	2,600	5,200
	第 3 会 議 室	1,300	2,100	2,600	5,200
ギャラリー	催 事 場	1,600	2,500	3,100	6,300
	市 民 ギャラリー	500	800	1,000	2,100

(注)「祝」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

(注)第1, 2, 3会議室は移動式間仕切りを取れば広い部屋にすることができます。

- ①特に許可を受けて使用時間区分以外の時間に使用する場合は、規定の計算により算出した額の
使用料を別途徴収しますので、金額については会館にお問い合わせください。
- ②入場料を徴収する場合は、使用料に以下の額を加算します。
 - (1)入場料の最高額が3,000円以下の場合 100分の50
 - (2)入場料の最高額が3,000円を超える場合 100分の100
- ③入場料を徴収しないで、営業その他これに類する目的をもって施設を使用する場合は、使用料
の額に100分の50を加算します。
- ④練習、準備のために大ホール又は小ホールを使用する場合の使用料は、規定の使用料の100分
の50に相当する額とします。
- ⑤冷暖房使用料は、使用料(上記①～④の規定を適用して算出した額)に100分の30を加算し
ます。
- ⑥使用料金の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

附属設備使用料

※施設使用料の午前・午後・夜間の区分毎の金額

1 大ホール

(単位：円)

品 名	単位	金 額	備 考
■舞台設備			
大迫り	1 式	7,300	
小迫り	1 式	2,100	
花道	1 式	7,300	設営撤去費を除く
すっぽん迫り	1 式	1,000	
音響反射板	1 式	5,200	
所作台（開帳場，化粧框を含む）	1 式	5,200	設営撤去費を除く
花道用所作台（すっぽんを含む）	1 式	1,000	
能舞台（所作台を含む）	1 式	10,500	設営撤去費を除く
仮設張出舞台	1 式	10,500	設営撤去費を除く
松羽目	1 式	2,100	
竹羽目	1 式	2,100	
大臣囲い（後紅梁を含む）	1 式	2,100	
日舞囲い	1 式	2,100	
文楽廻し	1 式	1,000	
大太鼓	1 台	1,000	
定式幕	1 張	1,000	
浅葱幕	1 張	1,000	
紅白幕	1 張	1,000	
紗幕	1 張	1,000	
地絰	1 枚	2,100	
バレエ用シート	1 式	5,200	設営撤去費を除く
演台（花台を含む）	1 組	1,000	
司会者台	1 台	500	
■舞台照明			
サスペンションライト	1 台	300	
ボーダーライト	1 列	1,000	
シーリングライト	1 列	2,100	
フロントサイドライト	1 列	1,000	
アッパーホリゾンライト	1 列	2,100	
ロアーホリゾンライト	1 列	2,100	
フットライト	1 列	500	
花道フットライト	1 列	500	
花道用スポットライト	1 台	300	
花道用ピンスポットライト	1 台	800	
センターピンスポットライト	1 台	2,100	

(単位：円)

品名	単位	金額	備考
■舞台音響			
拡声装置	1 式	3,100	
3 点吊マイク装置	1 式	2,100	
コンデンサマイク	1 本	1,000	
ダイナミックマイク	1 本	600	
ワイヤレスマイク	1 本	1,300	
バウンダリーマイク	1 本	1,000	
コンパクトディスクプレーヤー	1 台	1,000	
コンパクトディスクレコーダー	1 台	1,000	
ミニディスクデッキ	1 台	1,000	
カセットテープデッキ	1 台	1,000	
デジタルオーディオテープデッキ	1 台	1,000	
移動式ステージスピーカー	1 式	1,600	
移動式はね返りスピーカー	1 台	600	
移動式音響卓	1 台	2,100	
同時通訳機器	1 式	7,300	人件費を除く
持込み機材	1 式	5,200	
■映写設備			
3 5 mm映写機	1 式	10,500	人件費を除く
プロジェクター	1 台	4,200	人件費を除く
映像再生機器	1 台	1,000	
スクリーン	1 張	2,100	
■楽器			
フルコンサートグランドピアノ (調律料を除く)	1 台	8,400	ヤマハ CFⅢS

(単位：円)

2 小ホール

品 名	単位	金 額	備 考
■舞台設備			
演台（花台を含む）	1 組	1,000	
司会者台	1 台	500	
■舞台照明			
サスペンションライト	1 台	300	
■舞台音響			
拡声装置	1 式	2,100	
3 点吊マイク装置	1 式	2,100	
コンデンサマイク	1 本	1,000	
ダイナミックマイク	1 本	600	
ワイヤレスマイク	1 本	1,300	
コンパクトディスクプレーヤー	1 台	1,000	
ミニディスクデッキ	1 台	1,000	
カセットテープデッキ	1 台	1,000	
デジタルオーディオテープデッキ	1 台	1,000	
移動式ステージスピーカー	1 式	1,000	
移動式はね返りスピーカー	1 台	600	
持込み機材	1 式	3,100	
■映写設備			
プロジェクター	1 台	4,200	人件費を除く
映像再生機器	1 台	1,000	
スクリーン	1 張	1,000	
■楽器			
グランドピアノ（調律料を除く）	1 台	6,300	スタインウェイ B-211
グランドピアノ（調律料を除く）	1 台	6,300	ファツィオリ F212
グランドピアノ（調律料を除く）	1 台	3,100	ボストン GP-218EP II
チェンバロ （調律料を除く）	1 台	4,200	1745 after I.D.Dulcken

(単位：円)

3 大ホール・小ホール共通

品 名	単位	金 額	備 考
■舞台設備			
所作台	1 枚	300	
平台	1 枚	200	
開き足	1 個	50	
箱足	1 個	30	
木台	1 個	20	
金屏風・銀屏風・鳥ノ子屏風	1 双	2,100	
緋毛氈・紺毛氈・フェルト毛氈	1 枚	250	
上敷	1 枚	250	
長座布団	1 枚	250	
高座用座布団	1 枚	200	
落語用見台	1 式	500	
プログラムスタンド	1 台	200	
移動式姿見	1 台	300	
スモークマシーン (ジェットファン・スモーク液を含む)	1 台	1,600	
ドライアイスマシーン	1 台	1,600	別途ドライアイスが必要
■舞台照明			
ステージスポットライト (500 W)	1 台	200	
ステージスポットライト (1 kW)	1 台	300	
パーライト	1 台	300	
ソースフォー	1 台	500	
エフェクトマシン	1 台	1,000	
ストロボ	1 台	1,000	
ミラーボール	1 台	1,000	
持込み器具 (1 kW につき)	1 式	200	
■舞台音響			
エコーマシン (リバーブ)	1 台	1,000	
持込み器具 (1 kW につき)	1 式	200	

(単位：円)

品名	単位	金額	備考
■音楽器材			
指揮者台 譜面台共（１日につき）	１式	800	
演奏者用譜面台（１日につき）	１台	100	
演奏者用譜面灯（１日につき）	１台	50	
演奏者用椅子（１日につき）	１脚	50	
■中継設備			
マルチ回線	１回線	2,100	
■一般器材			
ノートパソコン	１台	1,000	
扇風機	１台	100	
電熱器	１台	300	
アイロン	１台	100	
ドライヤー	１台	100	

(単位：円)

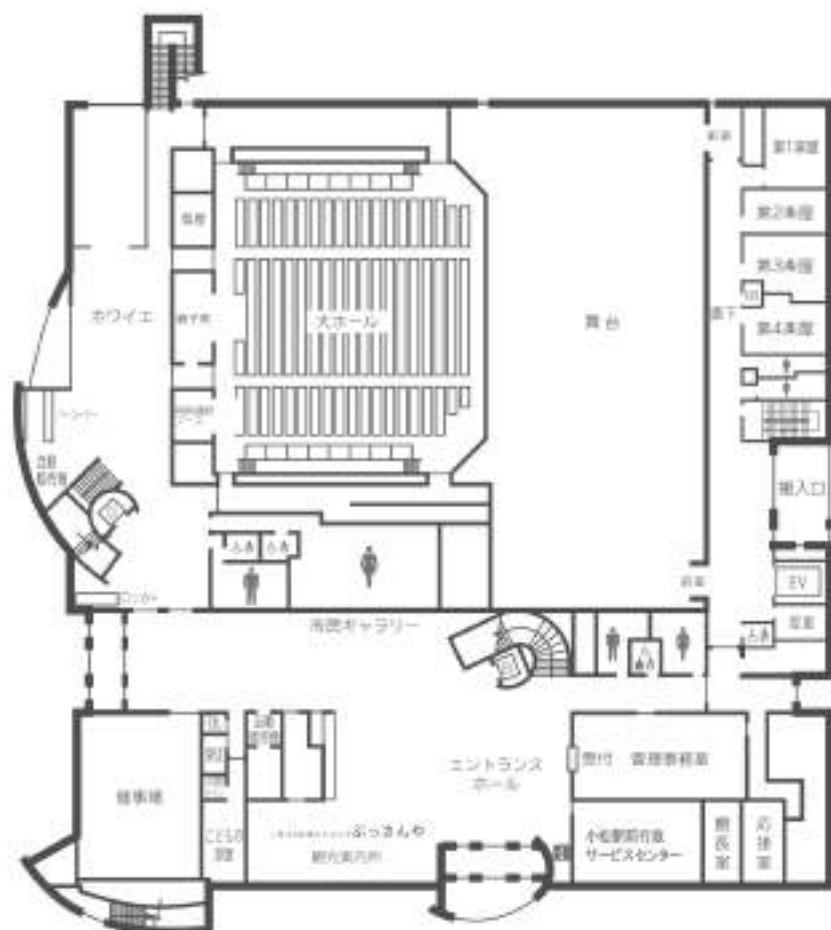
4 その他施設

品 名	単位	金 額	備 考
■一般器材			
テーブル（１日につき）	１台	100	会議室に常設のものは無料
椅子（１日につき）	１脚	50	会議室に常設のものは無料
ポータブルステージ	１式	1,000	
演台	１組	500	
司会者台	１台	300	
司会者台(音響設備付) マイク共	１式	2,100	第３会議室で使用的場合
音響セット	１式	2,100	リハーサル室で使用的場合
CD/MD デッキ	１台	500	
ポータブルワイヤレスアンプ マイク共	１式	1,600	
プロジェクター	１台	1,000	
ノートパソコン	１台	1,000	
テレビ	１台	500	
映像再生機器	１台	1,000	
移動用スクリーン	１台	300	
ホワイトボード	１台	200	
移動式展示パネル（１日につき）	１枚	200	
アコーディオンカーテン（１日につき）	１枚	200	
スタyro置（１日につき）	１枚	50	
白布（１日につき）	１枚	100	
■その他			
浴室	１ヶ所	1,000	
持込み電気器具（１kWにつき）	１式	100	

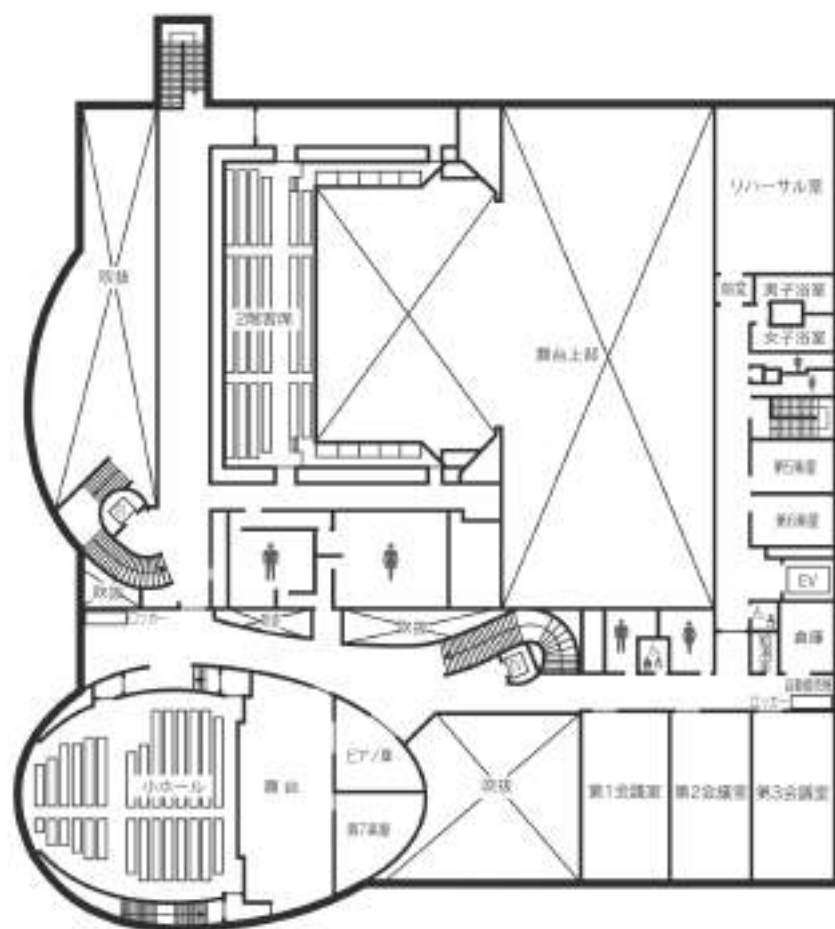
※ホール以外で音響設備等を使用する場合は、事前にお申し出下さい。

館内平面図

● 1 階平面図



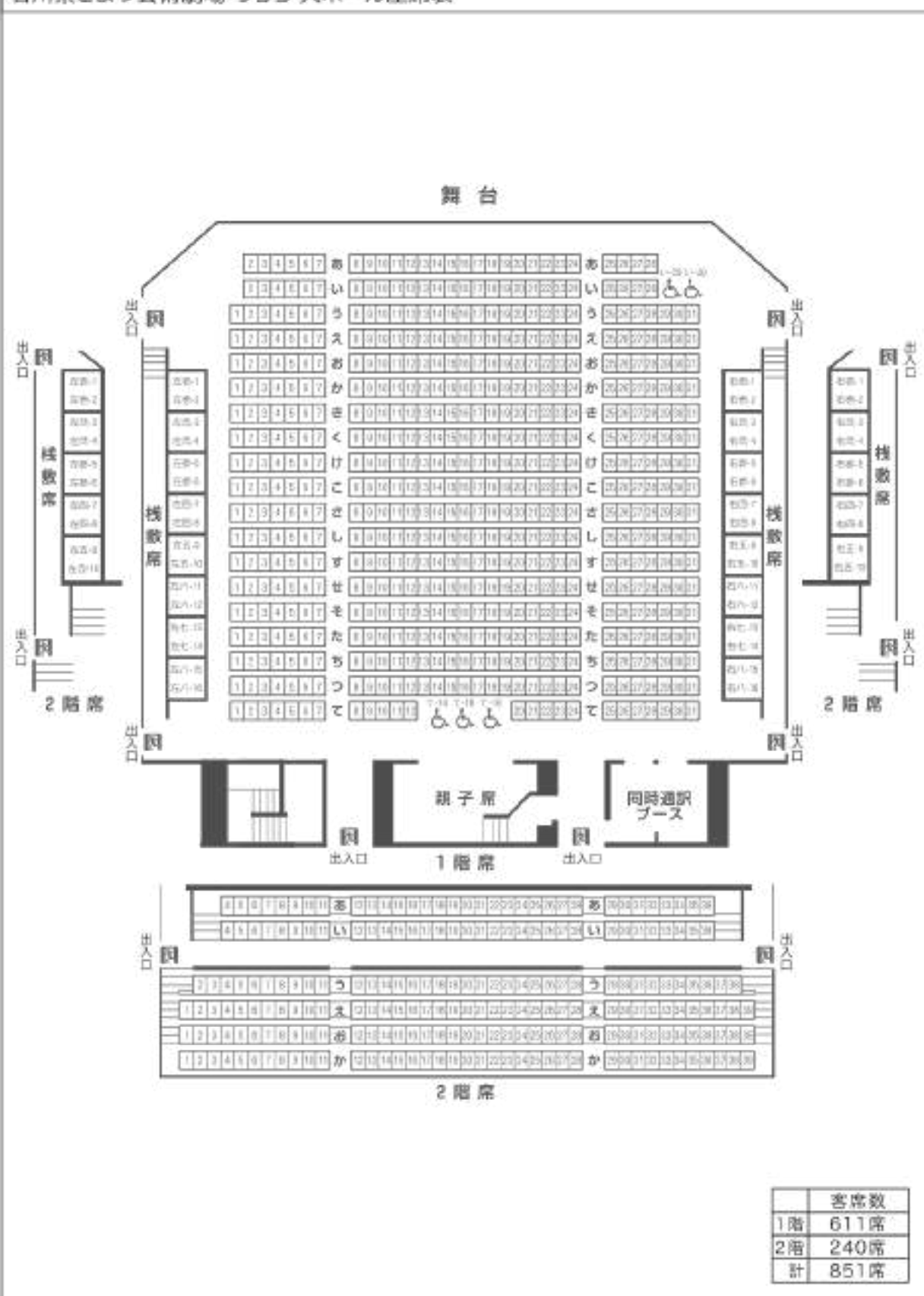
● 2階平面図



ホール座席表

●大ホール座席表

石川県こまつ芸術劇場 うらら 大ホール座席表



●小ホール座席表

石川県こまつ芸術劇場うら小ホール座席表

